トラック運送事業者に対する労働時間に関する法制度等説明会
（これまでの開催状況と今後の開催方針等）

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制が令和６年３月31日まで適用猶予されており、この猶予期間中に時間外労働削減の取組を進めることが重要。このため、令和元年度から３年間、説明会を集中的に開催。今後は、改善基準見直しに伴う改正予定があることを踏まえ、法制度等と併せて周知等の取組が必要。

１　令和元年度から３年度までの対応状況

（１）出席事業場数：元年度188事業場、２年度139事業場、３年度23事業場
（２）欠席事業場数：134事業場
不参加事業場については管内の労働基準監督署の労働時間相談・支援班による相談支援等で個別対応を実施。

２　自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準）の見直しに向けた対応

改善基準については、令和４年９月、貨物自動車運送業に従事する自動車運転者に係る部分を含め、検討結果が取りまとめられたところ。今後、改善基準等が改正され、時間外労働上限規制適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制の適用に合わせて施行されることとされていることから、説明会における周知等の取組を進める必要がある。（予定どおりに進めば、年内目途で改正改善基準告示公布予定（令和６年４月１日施行））

３　今後の開催方針（案）

・説明内容は、改正予定の改善基準のほか、時間外労働の上限規制等を含む改正労働基準法等の内容、変形労働時間制度や時間外・休日労働協定（36協定）等を含む労働時間に関する法制度全般等を中心に説明予定。
・より丁寧な周知取組のため、開催地域については、島根県トラック協会支部の地域ごとを基本とし、開催時期については、総会時期（４～７月頃）を中心に開催する方向で調整することとする。
・必要に応じ、一部地域（県の東部・西部等）での先行開催を検討する（別途調整の上で行うこととする）。